

# 仮設トイレ賃貸借 仕様書

## 1 概要

本仕様書は、仮設トイレの賃貸借及び保守について基本的な事項を示すものである。なお、本仕様書において詳細にわたり明記しない事項であっても、目的達成のため必要な性能等については、受注者の責任において優秀なものを完備すること。

2 設置場所 匝瑳中継施設（千葉県匝瑳市松山107番地）

3 設置数量 2基

4 賃貸借及び保守期間 令和5年11月1日から令和6年3月31日まで

## 5 仮設トイレの仕様

項目	仕様
種類	軽水洗式
形式	洋式
給水タンク	50リットル以上
便槽容量	300リットル以上
その他	・臭気防止機能 ・トイレットペーパー等小物置き場

## 6 設置期限

仮設トイレは令和5年10月31日までの間にあって発注者が指定した日までに設置し、正常に稼働できるようにすること。なお、詳細については、発注者と協議の上、決定すること。

## 7 業務内容

- (1) 仮設トイレに故障等の不具合が生じた場合は、速やかに設置場所へ保守要員を派遣し、必要な作業を完了の上、正常に使用できる状態に回復すること。なお、速やかに回復できない場合は、その原因、それに対する代替策等について説明の上、設置場所の職員の了承を得ること。
- (2) 保守作業は原則として、平日（祝休日及び年末年始を除く）の9時から17時までの間に実施すること。
- (3) 賃貸借期間中、受注者を保険契約者とする動産総合保険を付保すること。

## 8 見積条件

見積の際は、次に掲げる費用を全て含み積算すること。

- (1) 賃貸借料、搬入及び設置作業に係る費用等諸経費、賃貸借期間満了後の撤去費及び付保する動産総合保険等の費用
  - (2) 修理費、部品費及び保守費用
- なお、し尿の汲み取りに係る費用は含まないこと（発注者が別途手配）。

## 9 支払条件

支払は、毎月後払いとする。

## 10 その他

- (1) 仮設トイレの設置、使用により、周辺環境などに被害が生じる恐れがあるときは、直ちに応急措置を講じるとともに、発注者に報告すること。
- (2) 本業務を行うにあたり疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。